

志免町人権教育・啓発基本指針

平成27年2月

志 免 町

はじめに

基本的人権が尊重される

明るく住みよい地域社会の実現に向けて

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

1948（昭和23）年の国際連合総会において採択された「世界人権宣言」の第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」という人権の考え方は、基本的人権の考え方の基礎となっています。

わが国では、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する制度の整備や条約への加入など、人権に関する施策が推進されてきました。

志免町では、この人権の考え方を尊重しながら、これまでも基本的人権を保障する日本国憲法に基づく政策及び福岡県の人権に関わる政策とあわせて、人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として、様々な人権問題が存在しているのが現状です。また、情報化や国際化など社会の急激な変化を背景として、あらたな人権問題も生じております。

このため、本町では、基本的人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を目指す、より一層効果的な取組として、町民ニーズや地域の実情に合った独自の施策を展開していくことで、町民一人ひとりの人権の意識を高めていきます。

そのために、この度、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするため「志免町人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

今後は、この基本指針に基づいて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、各種行政施策の実施に当たっては、本指針を尊重しながら推進して参りますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この基本指針の策定に当たっては、志免町人権教育・啓発基本指針策定協議会の皆様をはじめ、関係各位のご協力を得ました。ここに厚くお礼申し上げます。

平成27年2月

志免町長 南 里 辰 己

志免町人権教育・啓発基本指針 目次

第1章 基本指針策定の基本的な考え方	1
1. 基本指針策定の趣旨	1
2. 基本指針の位置付け	1
3. 施策概要	3
4. 施策体系	4
第2章 人権を取り巻く状況	5
1. 国際的な取組	5
2. 国や県における取組	6
3. 本町における取組	7
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
1. 学校等	9
① 就学前教育	9
② 学校教育	9
2. 地域社会	10
3. 家庭	10
4. 職域（企業等）	11
5. その他の様々な場（研修）	11
第4章 分野別施策の推進	13
1. 同和問題	14
2. 女性の人権問題	16
3. 子どもの人権問題	19
4. 高齢者の人権問題	22
5. 障害者の人権問題	25
6. 外国人の人権問題	28
7. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題	31
8. インターネット等による人権問題	35
9. その他の人権問題	37
第5章 推進体制等	39
1. 町の推進体制	39
2. 関係行政機関や行政関係団体等との連携	39
3. 基本指針の見直し	39

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

○ 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

○ 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 53

○ 志免町人権教育・啓発基本指針策定協議会委員名簿・・・・・・・・ 55

※ 本文の中で^(※)を付した言葉は、本文40ページ以降に用語解説を掲載しています。

第1章 基本指針策定の基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

志免町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、日本国憲法に基づく政策及び福岡県の人権に関わる政策とあわせて、人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。

これらの取組により、町民の人権問題に関する理解と認識は深まっていますが、依然として、社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見等による人権侵害事象が発生しており、福岡県内においても、様々な人権侵害が発生しています。

さらに、近年社会情勢の劇的な変化や国際化、IT（情報通信技術）の発達に伴って新たな人権侵害問題も発生し、人権問題は多様化・複雑化しています。

このような状況のなか、本町では基本的人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を目指し、より一層効果的な取組として、町民ニーズや地域の実情に合った独自の施策を展開していくことが必要とされています。

そこで、2000（平成12）年12月に公布施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条に規定する基本理念を踏まえ、同法第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするため、「志免町人権教育・啓発基本指針」を策定するものです。

2 基本指針の位置付け

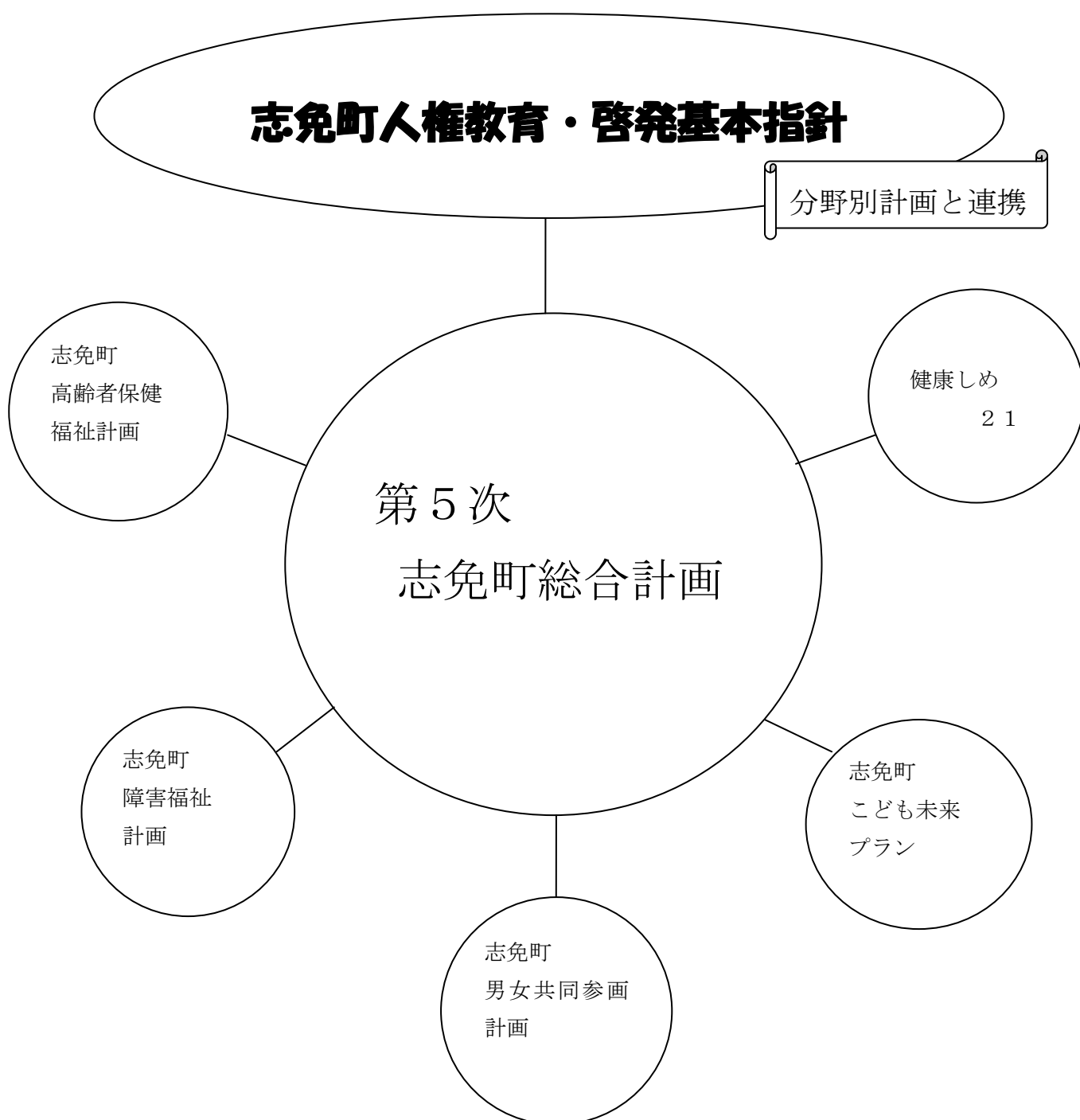
1. この基本指針の策定は、「第5次志免町総合計画」の基本方針の一つである「町民が年齢や性別などに捉われず互いに尊重し、認め合い、支え合いながら共に生きることができる心豊かな地域社会の構築」を実現することを目的に、志免町が今後実施すべき人権施策についての基本理念を明らかにし、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。

また、この指針に基づき、町の分野別計画との連携を図りながら、本町における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくものです。

2. 本町が進めてきた人権教育・啓発の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るための人権教育・啓発として再構築するものです。

3. 本町における人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すものです。

4. 人権が尊重される社会づくりの担い手は町民であり、町における人権教育・啓発の基本的な計画を示すものであり、学校等、地域、家庭、職域、その他の様々な場において、実効ある人権教育・啓発を推進するものです。



3 施策概要

普遍的な理念

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」

人権が尊重される社会の確立に向け様々な取組

- 世界人権宣言（正式名称は、「人権に関する世界宣言」）
1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言である。
第1条
すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 日本国憲法 基本的人権を尊重
1946（昭和21）年11月3日公布／1947（昭和22）年5月3日施行
- 他関係法令



国（基本理念と地方公共団体の責務を明文化）

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 2000（平成12）年12月施行（基本理念）
第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

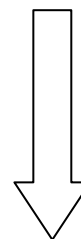
（地方公共団体の責務）

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



県（福岡県の実情に即した基本的な方向性）

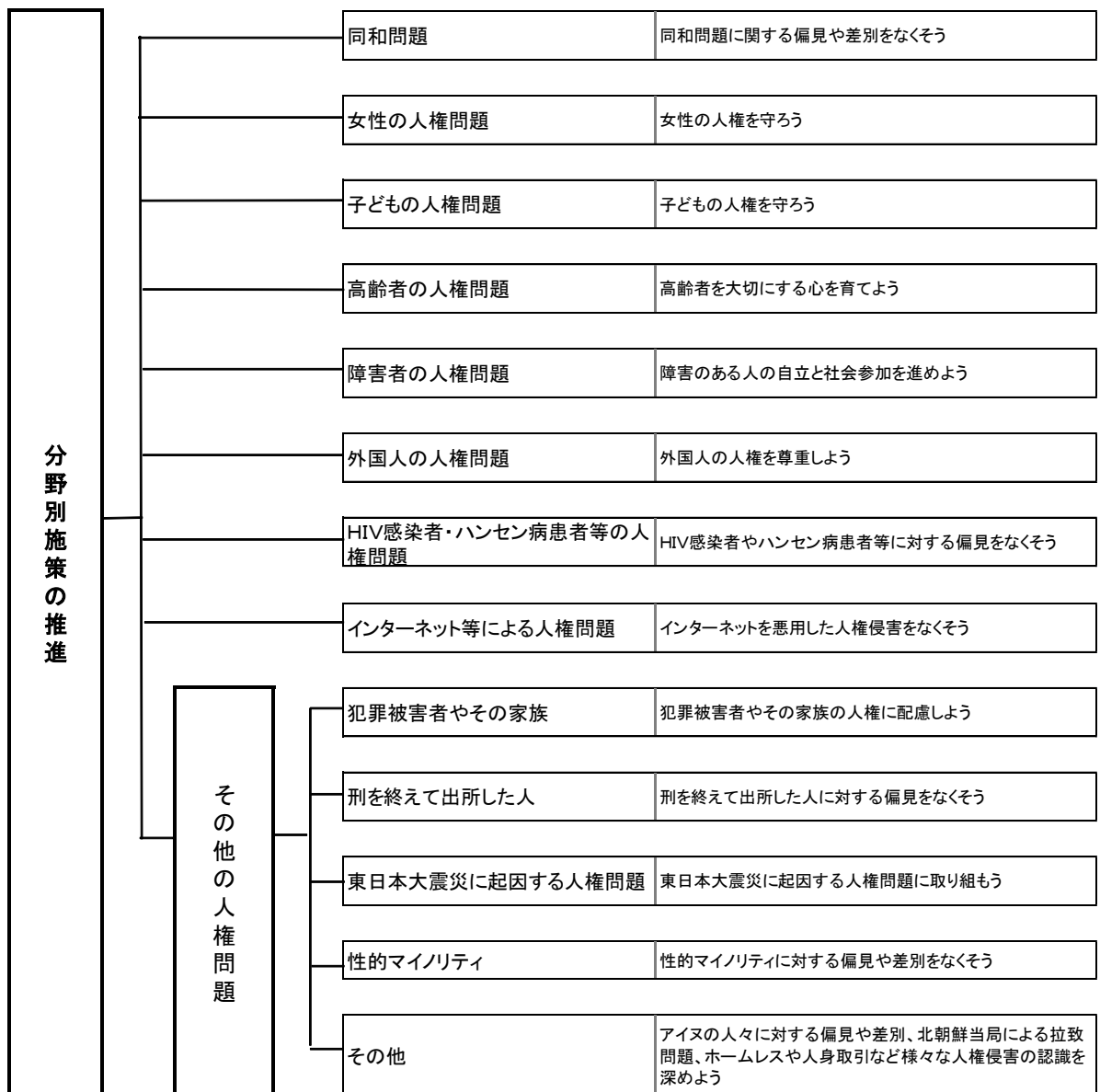
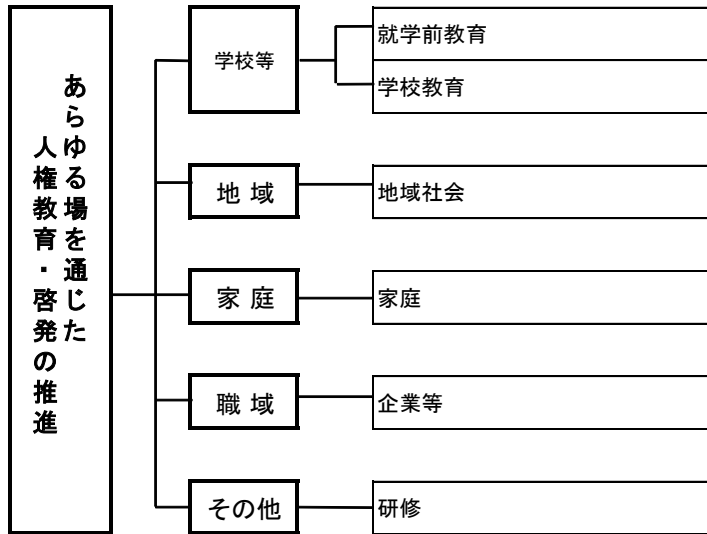
- 福岡県人権教育・啓発基本指針 2003（平成15）年 策定



町（地域の実情に即した基本的な方向性）

- 志免町人権教育・啓発基本指針 2015（平成27）年 策定

4 施策体系



第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的な取組

20世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦により多くの尊い命が失われました。この戦争がいかに関権を侵害するものか、また、平和がいかに関切かを学び、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まり、1945（昭和20）年に国際連合が創設されました。

さらに、1948（昭和23）年12月10日、第3回国連総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とする基本的人権の考え方の基礎となる「世界人権宣言」を採択しました。そして、その宣言を実現するために、「国際人権規約」「拷問等禁止条約」「女性差別撤廃条約」「難民条約」といった多くの人権に関する条約が採択されています。

また、1968（昭和43）年には、「国際人権年」をはじめとする国際年を定めながら、すべての人々が自由と権利を普遍的に享有できる社会の実現を目指し、様々な取組が展開されてきました。

しかしながら、世界の各地で人種、民族、宗教等の対立による紛争、テロ、迫害、さらには飢餓や貧困等により多くの尊い命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1994（平成6）年、第49回国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための10年」とする決議が採択され、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画が示されました。

さらに、その終了に伴い、人権教育の分野における将来の国連の行動について、2004（平成16）年に「人権教育のための世界計画」の決議を行いました。2005～2009年の第1フェーズは、初等中等教育を中心に、2010～2014年の第2フェーズは、高等教育及びあらゆるレベルの教員・公務員等に焦点を当てたものとなっています。

2 国や県における取組

我が国では、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法において基本的人権を保障するとともに、国際連合が採択した国際人権諸条約に締結し、国際社会の一員として人権尊重社会の形成に努めてきました。

1994（平成6）年には、国連総会において「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1995（平成7）年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997（平成9）年7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が取りまとめられました。

推進本部では、「この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。」と国の基本方針を示しました。

また、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記され、同法に基づき2002（平成14）年3月に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

福岡県においても、国の行動計画が策定されたことを踏まえ、本県の実情に合った人権教育・啓発を推進するために、1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。その後、2003（平成15）年6月には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、この指針に基づき人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進しています。

3 本町における取組

本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。

本町における人権・同和教育の総合的かつ効果的な推進を図るため 1973（昭和 48）年「志免町人権・同和教育推進協議会」（2003（平成 15）年「志免町同和教育推進協議会」より名称改称）を設置し、日本国憲法、教育基本法の精神に基づいて、人権・同和教育の徹底を図り、差別の本質実態を深く認識し、真に人権が尊重され、民主的な明るい町づくりに寄与することを目的とし、講演会の開催・参加や街頭啓発を行い、また関係団体等と連携して人権教育及び人権啓発を推進しています。

学校において、児童生徒が人権・同和問題に関する認識を深めるためには、指導する教職員が共通認識を持ち、指導内容を充実させることが必要です。

1974（昭和 49）年「志免町学校人権教育研究協議会」（2010（平成 22）年「志免町学校人権・同和教育研究協議会」より名称改称）を設置し、人権教育の推進のため、教職員対象の研修会を開催しています。

2007（平成 19）年に九州の自治体では初となる「志免町子どもの権利条例」が施行されました。この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、「人間として大切な子どもの権利」や「家庭・子ども施設・地域における権利の保障」、「子どもにやさしい町づくりの推進」、「子どもの権利救済」、「検証」等について規定し、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とした総合条例です。

この「志免町子どもの権利条例」に基づき、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、十分な配慮の上、施策の展開に取り組んでいます。

また、子どもの権利保障への理解を広めていくために、この「志免町子どもの権利条例」の周知・啓発を行っています。

2011（平成 23）年からスタートした本町の最上位計画である第 5 次志免町総合計画において、「町民が年齢や性別などに捉われず互いに尊重し、認め合い、支え合いながら共に生きることができると心豊かな地域社会の構築」を目指すことをまちづくりの基本方針として位置付け、取組を進めています。

その他、基本的人権に関わる課題は、多岐にわたっており、それぞれの人権課題の取組との整合性を図りながら、効果的な施策の推進を行っています。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2000(平成12)年12月施行において

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場

1 2 3 4 5

を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

- ◎ 人権・・・すべての人間が、生まれながらにして持っている権利
- ◎ 人権教育・・・人権が尊重される社会をつくることを目指す教育
- ◎ 人権啓発・・・人権尊重の普及と理解を深めるための啓発活動

1 学校等 (①就学前教育・②学校教育)

発達段階に応じた人権教育を推進し、他人への思いやりの心を育み、人権問題を正しく理解して様々な人権問題を解決しようとする子どもを育成します。

2 地域社会

幅広い年齢層を対象に各種講演会の実施及び啓発活動を行うことで、町民一人ひとりの人権意識を高め、様々な問題に対しては相談・支援体制の充実を図ります。

3 家庭

保護者が人権感覚を高めて子どもと接することができるよう啓発の推進と虐待や介護放棄等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

4 職域 (企業等)

人権尊重の視点に立った企業活動や職場づくりを支援します。

5 その他の様々な場 (研修)

町職員、教職員及び行政関係者等に対する研修の充実に努めます。

本町における人権教育・啓発は、学校、地域、家庭等を通じて、その発達段階と生活スタイルに応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、町民の意識や社会情勢等に留意して推進します。

1 学校等

① 就学前教育

乳幼児期は、心身の成長・発達が著しく、人間としての基礎が培われ、心豊かに伸びてゆく大変重要な時期で、周囲からの影響が大きいことから、就学前教育機関等の役割が重要とされています。

幼稚園、保育所等の教育保育施設における人権教育の推進にあたっては、子どもたちに人権感覚の芽生えを促し、発達段階に応じた、心豊かな人格形成に配慮した教育、保育に努めるとともに、地域の力で、心身とも健やかで思いやりのある心を育むよう積極的に家庭、地域や学校等の関係機関との連携を図ります。

主な取組

- 未就学児の保護者への子どもの権利の啓発活動
- 虐待の未然防止・早期発見に向けた保護者への啓発活動
- 自己肯定感を育む活動

② 学校教育

学校教育においては、小・中学校が、それぞれの実情に応じて人権教育にかかる目標を掲げ、教育活動全体を通じて児童生徒の人権が尊重され、一人ひとりが大切にされていることを実感できる学校づくりを推進しています。

そのため、各教科、道徳、総合的な学習の時間等において、人権教育に関する教材や学習材を活用し発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が同和問題をはじめとする様々な人権問題について理解を深めることができるよう、一層支援に努めます。

また、保護者や地域に対しても、様々な機会を通して各学校が実施する人権教育への理解、協力を求めて啓発活動を推進します。

人権教育の推進にあたっては、学校生活での出来事は児童生徒に対して大きな影響を与えることから、児童生徒の実態を踏まえ、各学校における教育課題を明確にし、学校全体でその課題解決にあたる必要があります。

特に、志免町立小・中学校の人権教育における共通課題である「1. 一人ひとりに確かな学力を身につけさせること」、「2. いじめをなくすこと」、「3. 不登校を解消すること」については、各学校の主体的な取組を支援するネットワークの構築が重要であるため、教育委員会を中心に行政各課や志免町人権擁護委員等と各学校による連携の強化を図ります。

主な取組

- 学習指導法の工夫・改善
- 小・中学校における人権教育の推進

2 地域社会

地域社会は、家庭とともに、お互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む力があります。

私たちが暮らしている地域社会は、町内会など、様々な地域コミュニティが組織されており、日常生活でふれあう人々との交流を通じて、思いやりの心や豊かな情操が育まれるなど、家庭や学校とともに、人権教育の場として重要な役割を担っています。

しかしながら、地域社会には、女性、子ども、高齢者、障害者問題など様々な人権問題が存在しています。このため、町民一人ひとりの人権意識を高めるため啓発活動を行います。

また、身近な地域社会の中で、人権に関し指導・助言できる人材の養成を図り、日常的にきめ細かな活動が行えるよう支援を行います。

さらに、日常生活において直面する人権に関する様々な問題については、人権相談や各種相談窓口を開設し、関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の充実を図ります。

主な取組

- 各種講演会など啓発活動の実施
- 人権啓発資料等の充実
- 人権相談窓口の開設
- 指導者の育成

3 家庭

家庭は、子どもが家族とのふれあいをとおして、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断、生活習慣やマナーなど人間形成の基礎を育む上で大変重要な役割を担っています。

特に、子どもの人格の形成においては、保護者が大きく関わっています。保護者にとって、人権感覚を高めて子どもと接することが重要であり、偏見を持たず、差別しないことやお互いを尊重し認め合うという姿勢を日常生活の中で子どもに示していくことが何よりも大切です。

このため、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に関する学習機会や情報提供が重要となり、悩みを持つ人々に対する相談体制の充実や人権教育・啓発の推進にこれからも努めていく必要があります。

主な取組

- 虐待や介護放棄等に対する相談・支援体制の充実と啓発

4 職域（企業等）

企業や事業所は、社会的存在である以上、社会性、公共性を有し、顧客・従業員をはじめ、地域や住民に対し各種の社会的責任を負っています。

このため、企業活動における差別事象はもちろん、企業・事業所内における差別言動や人権侵害等をなくし、安心して安全なサービスの提供を図るとともに、だれもが働きやすい職場環境づくりに取り組むなど、企業・事業所内の人権意識を高めていくことが求められています。

本町では、企業や事業所がその社会的責任と役割を自覚し、人権意識の高揚を図ることができるよう、町が実施する講演会や研修会等の案内、講師の紹介、情報提供など町内事業者の人権意識を高めていくための人権啓発活動に対する支援に今後も努めます。

主な取組

- 人権啓発に関する情報の提供

5 その他の様々な場（研修）

人権教育・啓発の推進に当たっては、あらゆる人々を対象に、あらゆる場を通じて実施しておりますが、町職員、教職員、行政関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する者に対しては、総合的な研修を実施していくことが必要です。

町職員に対しては、職務において人権尊重の視点で人権への配慮に満ちた接遇に努め、さらなる住民サービスの向上を図れるよう、それぞれの職務内容と職責に応じた職員研修の充実に努めます。

特に学校における人権教育を推進する実施者である教員に対しては、児童生徒に指導するために人権問題に対する理解と共通認識を図ることが必要です。しかし、今後の教員の若年化に伴い人権感覚の個人差の拡大が危惧されます。そこで、各学校による研修や志免町学校人権教育研究協議会、さらに志免町小・中学校PTA連絡協議会と連携しながら教職員の研修が充実するよう努めます。

行政関係者として、町内会長、公民館長、公民館主事、公民館役員、単位老人クラブ、子ども会育成会、青少年指導員、各小・中学校PTA等や、その行政に携わっている関係者として文化協会、体育協会等に対し、人権に関する共通の理解を深める研修を実施し、地域で活動する人権教育リーダーとしての育成と啓発にこれからも努めます。

また、人権擁護委員^(※)、保護司^(※)、民生委員・児童委員等は、地域において日常的に人権問題や個人のプライバシーに関する問題と深く関わるため、関係者に対しては、一層効果的に人権を尊重した活動が実践できるための研修への

参加を支援します。

主な取組

- 総合的な研修の実施
- 研修内容の充実
- 研修参加への支援
- 指導者の育成

第4章 分野別施策の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」2000（平成12）年12月施行

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、**人権教育及び人権啓発に関する施策**を策定し、及び実施する責務を有する。

○ 分野別施策

1. 同和問題
2. 女性の人権問題
3. 子どもの人権問題
4. 高齢者の人権問題
5. 障害者の人権問題
6. 外国人の人権問題
7. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題
8. インターネット等による人権問題
9. その他の人権問題
 - ① 犯罪被害者やその家族
 - ② 刑を終えて出所した人
 - ③ 東日本大震災に起因する人権問題
 - ④ 性的マイノリティ
 - ⑤ その他

1 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

【現状】

○ 国

国は、1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申を受けて、1969（昭和 44）年に、「同和対策事業特別措置法」が 10 年間の時限立法で成立し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、2002（平成 14）年 3 月 31 日までの約 33 年間、同和問題解決に向けて様々な関係施策を推進してきました。

○ 福岡県

福岡県では、従前から実施してきた「人権週間^(※)」の事業に加え、県独自の施策として 1981（昭和 56）年から毎年 7 月を「同和問題啓発強調月間^(※)」と定め、街頭啓発や講演会など市町村と一体となって各種啓発事業を実施してきました。

1995（平成 7）年には、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めています。

さらに、1996（平成 8）年には、啓発の拠点施設として「福岡県人権啓発情報センター」を設置し、同和問題に関する常設展や様々な人権課題に関する特別展を開催するとともに、啓発冊子の作成、人権啓発ラジオ番組の放送等を行い啓発のより一層の推進に努めてきました。

○ 志免町

本町では、7 月の福岡県の「同和問題啓発強調月間」の一環として、街頭啓発や志免町同和問題啓発講演会を実施し、町民に広く人権尊重の大切さについて呼びかけています。

【課題】

本町では、同和問題の早期解決に向けて教育・啓発を推進してきました。しかし、日本社会では差別意識の解消は十分とはいえず、依然として根深く存在しているのが現状であり、近年ではインターネットを使った悪質な差別事象も現れています。

差別意識を解消するには、行政の責務はもとより、町民一人ひとりが主体的に人権問題の重要な課題である同和問題の解決に向けて取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

国及び福岡県と緊密な連携の下、町民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、同和問題に自主的に取り組むことができるよう啓発活動に取り組みます。

個別方針

- ・町民に対する啓発活動の充実強化

町民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、「同和問題啓発強調月間^(※)（7月）」や「人権週間^(※)（12月4日～10日）」を中心に、一層工夫した講演会の開催や街頭啓発など、啓発内容や手法を研究し啓発活動を推進します。

- ・企業における啓発の推進

企業において、積極的に啓発活動や差別のない公正な選考と採用が行われるよう啓発に努めます。

- ・えせ同和行為^(※)の排除

同和問題解決の大きな障害要因となっている「えせ同和行為」に対しては、毅然とした態度で対応し、関係機関と連携してその排除に努めます。

- ・同和教育の推進

同和教育の推進に当たっては、学校教育と社会教育が連携し、学校、地域、家庭等が一体となり、各種事業や研修会等を効果的に行います。

- ・職員の育成

地域に根ざしたきめ細かな啓発事業が実施できるように本町職員の資質向上に努めます。

2 女性の人権問題

【現状】

○ 国際

国連は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」として定め、同年、初めての世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」が開催されるなど、女性の地位を高め、男女差別撤廃を目指す運動が行われました。その後、1979（昭和 54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1993（平成 5）年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。また、1995（平成 7）年には、世界女性会議において「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

近年では、2010（平成 22）年の国連総会決議において、国連改革の一環として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN - Women）」の発足を決定し、2011（平成 23）年に創設され、女性や女兒のための機会の拡大や、世界中の差別の問題に取り組んでいます。

○ 国

日本国憲法に男女平等の理念がうたわれてから、わが国では国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

その成果として、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌 2000（平成 12）年には、この基本法の法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は 2010（平成 22）年に策定された「第 3 次男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画社会の形成に向けた取組が進められています。

また、女性の人権を著しく侵害する暴力等に対し、2000（平成 12）年に「ストーカー行為^(※)等の規制等に関する法律」（ストーカー防止法）、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定され、2013（平成 25）年の一部改正では適用対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用し、女性に対する暴力根絶に向けての取組を行っています。

○ 福岡県

福岡県では、2001（平成 13）年に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年に「福岡県男女共同参画計画」を策定し、2006（平成 18）年には第 2 次、2011（平成 23）年には第 3 次が策定されています。特に第 3 次計画では、少子高齢化の進展、人口及び生産年齢人口（15～64 歳）の減少、家族形態や地

域社会の変化など社会経済が急速な転換期を迎える中、これからの活力ある社会づくりを進めていくためには、女性の社会参画と能力の発揮を更に進めていくことが必要であるとし、女性が抱える困難の解決を主眼に、課題を解決していく実践的な活動を進める計画となっています。

○ 志免町

本町では、2004（平成 16）年に「志免町男女共同参画行動計画」を策定し、2009（平成 21）年には社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、見直しを行っています。（後期計画）

さらに、2013（平成 25）年には町、議会、町民、事業者等が連携して性別にかかわらず、すべての人が対等なパートナーとして男女共同参画社会の実現に向け活動し、活力あるまちづくりを目指すため、計画の実効性を保障する「志免町男女共同参画推進条例」を制定し、2014（平成 26）年にはこの条例に基づき「第 2 次志免町男女共同参画行動計画」を策定します。

また、2013（平成 25）年には虐待や配偶者からの暴力について住民、行政、関係機関がそれぞれの責務として虐待等の防止や早期発見に努め、志免町から虐待等を根絶することを目的として、「志免町高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例」を制定しました。さらに同年「志免町虐待防止ネットワーク会議設置条例」を制定し、関係機関の情報共有や連携強化、町が実施する虐待防止等施策について諮問するためのネットワーク会議を設置しています。

【課題】

私たちの意識の中には、「男は仕事、女は家庭」、「女性は管理職には向いていない」等の社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」という固定観念（ジェンダー^(※)）が気付かないうちに働き、多様な人生の選択を妨げる原因となっています。

このように、ジェンダーに基づく不利益や不平等は、女性が被ることが多く、特に夫や恋人等親密な関係にある者から受ける身体的・精神的・性的・経済的又は言動による暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント^(※)）など女性への人権侵害は社会的な問題になっています。一方、女性から男性への DV も少なくはありません。また、交際中の若い人たちの間で起こっているデート DV^(※) も深刻な問題であり、男女平等意識を育み、すべての人が共に個性と能力を発揮するためには、教育や学習の果たす役割が非常に重要となっています。

本町でも、町内会役員の長や事業所の役職には男性の登用が多いなどの現状があり、あらゆる場において女性の参画を推進していくために、意識改革や環境づくりに努める必要があります。

就学前教育、学校教育においては、男女共同参画の視点に立った教育を進めるとともに、家庭においても、子どもの自立と個性を伸ばす子育てができるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

また、DV やセクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合の相談窓口について、今後も更に周知していく必要があります。

【施策の基本方向】

女性の人権が尊重される社会を実現するためには、女性が男性とともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負う男女共同参画の推進が必要です。

本町では「志免町男女共同参画推進条例」を施行し、総合的、計画的に施策を展開していくことで、男女共同参画のまちづくりを目指します。

個別方針

- ・男女共同参画の推進

「第2次志免町男女共同参画行動計画」に基づき男女共同参画のまちづくりを推進します。

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組を進めると共に、女性への暴力に対応できる相談窓口の周知徹底を行います。

- ・家庭、教育、就労の場における男女共同参画教育等の推進

家庭、教育、就労の場において男女共同参画の理念が根付くよう教育や情報提供、啓発に努めます。

- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性が男性とともに参画する社会環境をつくるため、各種審議会等への女性委員の積極的な登用を進めるなど、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

- ・男女共同参画推進体制の整備

男女共同参画推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

3 子どもの人権問題

【現状】

○ 国際

国連は、世界中で起きている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されているなどの問題から、1979（昭和 54）年に「国際児童年」を制定しました。また、1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約」を定め、子どもの権利を守ることを努力義務としました。

○ 国

わが国では、日本国憲法の精神に則り、1947（昭和 22）年に「児童福祉法」を制定、1951（昭和 26）年には、「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。1994（平成 6）年には「児童の権利に関する条約」を批准し、子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、1998（平成 10）年に児童福祉法を改正、1999（平成 11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定、2000（平成 12）年には被虐待児の早期救済等を目指す「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しています。

2004（平成 16）年「児童福祉法」の改正により、虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められています。

また、社会問題化しているいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、2013（平成 25）年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

○ 福岡県

福岡県では、1992（平成 4）年に「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定、1997（平成 9）年に「福岡県児童育成計画」を制定し、施策に取り組んでいます。また、2005（平成 17）年に「福岡県次世代育成支援行動計画」の前期計画、2010（平成 22）年には後期計画が定められています。

○ 志免町

本町においては、2005（平成 17）年に「志免町児童虐待の防止等に関する条例」を施行して関係機関、団体等との連携を図りながら、虐待の早期発見、適切な保護や支援を行っています。

2007（平成 19）年には九州の自治体では初となる「志免町子どもの権利条例」が施行されました。町議会での一般質問がきっかけとなり、2001（平成 13）年から 5 年をかけて制定しました。

条例制定後においては、条例に基づき、平成19年から毎年11月20日を「しめまち子どもの権利の日」と決めました。これにちなみ、子どもが参加し、自己表現や意見表明をすることや子どもの権利についての周知を目的とした「子どもの権利フェスタ」を毎年1回実施しています。

さらに、相談を受け、権利侵害をした側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、子どもの救済や回復のために助言や支援をし、必要に応じて調査、調整、勧告、是正要請を行う公的第三者機関である「志免町子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室（スキッズ）」を設置しています。

また、中学生から18歳までの子どもの居場所として「リリース」を設置し、NPO法人に運営を委託しています。

そして、「子どもの権利委員会」を設け、町が子どもの権利条例に基づいて施策を進め、子どもの権利保障に努めているかを調査して、その結果をもとに評価・検証し、町に報告・提言を行っています。

【課題】

本町における児童虐待相談の対応件数をみると身体的虐待は減っているものの、心理的虐待および育児放棄（ネグレクト）の件数は増加しています。

このように、子どもに関する問題は深刻化してきており、さらにいじめや不登校、自然体験の少なさ、人間関係の希薄さなどが子どもの発達にとって問題となっています。また、子育て世代が周囲から孤立したり、地域社会が子どもを受け入れる機会が減少するなどの問題も少なくありません。

また、子どもの権利保障への理解を広めるために、「志免町子どもの権利条例」の周知・啓発をさまざまな機会を通して行っていますが、認知度においてはまだ低い状況です。効果的な広報の仕方や対象を増やすなどの工夫が必要となっています。

【施策の基本方向】

本町に住む人が子どもを安心して生み育て、子ども自身が自らがもつ力を伸ばし、その子育てを支える地域となることで、町全体が「子どもにやさしいまち」になることを目指します。

個別方針

・子どもの権利を保障する

「志免町子どもの権利条例」では、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的として定めています。

子どもの権利についての正しい理解を広めるため、ホームページや広報をはじめ、パンフレットの配布等を行い、また、自らの暮らしに役立てることができるよう、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援し、意識啓発の取組を進めます。

・安心して子育てができる環境の整備

子ども一人ひとりの個性と創造性の尊重、そして、ゆとりのある子育ては、男女共同参画社会の実現を土台として可能となります。男女が協力して子育てを担うとともに、性別にとらわれず子どもの個性を伸ばしていくことが必要です。子どもと家族の生活や価値観は多様化しています。多様化したニーズにきめ細かに対応し、安心して生み育てることができる環境の整備に努めます。

・子ども一人ひとりの個性が発揮される地域社会をつくる

地域で子どもをどのように育てたいか、子どもたちが住んでよかったと実感する町とはどんなものか、地域の中で子どもと他の世代はどのようなかわりをもつことが望ましいのかなどについて、意見を出し合い、より総合的な視野から検討していくことが必要です。そして、子ども一人ひとりが個性を発揮する場をもてるような地域社会を目指します。

4 高齢者の人権問題

【現状】

○ 国際

国連は、1982（昭和 57）年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢者の人権と生活保障の観点から、高齢化対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」を採択しました。

また、1991（平成 3）年の国連総会においては、「高齢者のための国連原則」が採択され、この原則は、「高齢者問題国際行動計画」の推進を目的とし、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の 5 原則が掲げられ、各国が高齢社会対策に関する指針や国内計画等を策定する際、この 5 原則を組み入れることを求めています。

さらに、行動計画採択 10 周年にあたる 1992（平成 4）年の国連総会において、「高齢化に関する宣言」が採択され、1999（平成 11）年を「国際高齢者年」とすることが決定されました。この「国際高齢者年」は、「高齢者問題国際行動計画」の実施の促進と「高齢者のための国連原則」を具体化していくものです。

○ 国

国においては、1995（平成 7）年に「高齢社会対策基本法」を施行し、この法律には、就業、所得、健康、福祉、学習、社会参加、生活環境等の分野別に、国が講じる基本的施策が掲げられ、これに基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会^(※)に向けた施策を推進してきています。

2000（平成 12）年には、国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートしました。また、高齢者への虐待については、2006（平成 18）年、「高齢者虐待防止法」が施行されました。

○ 福岡県

福岡県では、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念に、市町村や県が取り組む施策の方針を明らかにするものとして「福岡県高齢者保健福祉計画」を策定しています。この計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体としたものとして 3 年ごとに策定され、第 6 次計画（平成 24 年～26 年度）では、「70 歳現役社会づくりの推進」や「地域包括ケア体制づくり」等とともに、認知症高齢者等を支える地域づくりなど「高齢者の尊厳が尊重される社会づくり」が基本方針として掲げられています。

○ 志免町

本町では、「志免町高齢者保健福祉計画」を3年ごとに策定し、町住民に対する健康や福祉サービスの需要や課題について検討し、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる町づくり」を推進しています。

2012（平成24）年に改定した高齢者保健福祉計画では、基本目標として、

1. 高齢期前からの健康習慣の定着
2. 生きがいづくりと社会参加の促進
3. 在宅生活を支えるサービスの充実
4. 地域で高齢者を支える活動の拡充

の4つの目標を掲げ、施策の充実に取り組んでいます。

また、2013（平成25）年には、高齢者を含む虐待について、住民、行政、関係機関がそれぞれの責務として虐待の防止や早期発見に努め、志免町から虐待等を根絶することを目的として、「志免町高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例」を制定しました。さらに同年「志免町虐待防止ネットワーク会議設置条例」を制定し、関係機関の情報共有や連携強化、町が実施する虐待防止等施策について諮問するためのネットワーク会議を設置しています。

【課題】

本町の2013（平成25）年10月末現在の人口は45,554人、うち65歳以上の高齢者は9,323人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人の割合）は20.5%と5人に1人が高齢者であり、高齢者が社会を支えていく重要な存在となっています。

高齢者は、長年にわたって知識や経験・技能を培い優れた能力と意欲を持つ人材であり、高齢社会を活力あるものにするためには、多くの高齢者が積極的に社会参加する環境づくりが求められています。

また、核家族化の進行や生活様式の多様化など、高齢者を取り巻く環境が大きく変化する中で、本格的な高齢社会を豊かで潤いのある社会とするためには、各世代の人々がお互いに認め合い、支え合いながら高齢社会の中で課題を分かち合っていくことが大切です。

高齢化の一層の進行に伴い、寝たきりや認知症、虚弱となり介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。これらの要介護者を抱える家族の心身の負担は、非常に大きくなっており、介護疲れなどから家族間の人間関係が損なわれ、介護を必要としている高齢者に対する虐待や介護を放棄されるなどの事態が生じてきます。

このような状況を防止し、高齢者を支援していくためには、高齢者を保護や福祉の客体としてではなく、権利主体として捉える視点が重要です。

【施策の基本方向】

高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員としてさまざまな社会活動に参加できるよう支援していくとともに、高齢者の人権についての認識と理解を深める教育・啓発活動を推進します。

個別方針

・ 高齢者の人権についての啓発の推進

高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、人権意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。また、敬老行事を通して長寿を祝うとともに、高齢者のこれまでの社会貢献や果たした役割に対し、敬老意識を高めるよう努めます。

・ 社会参加や雇用・就業の促進

老人クラブ活動など自主的活動の支援により高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るとともに、高齢者が自分の経験と知識を活かしながら就業できるよう、シルバー人材センターの活用を図り、就業期間の確保に努めます。

・ 高齢者の権利擁護の推進

認知症に対する理解を深め、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度^(※)の周知、普及に努めます。

高齢者に対する虐待については、「志免町高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例」に基づき虐待防止施策の充実に努め、その早期発見や、適切かつ迅速な対応を行います。また、虐待防止のためのネットワークの体制の強化を図ります。

・ 在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って自立した生活ができるよう、福祉サービスや介護予防の充実に努めます。

・ 相談体制の充実

高齢者に対する介護や日常生活等に関する様々な相談が、気軽に受けられるよう地域包括支援センター^(※)の総合相談窓口としての機能の充実に図り、高齢者や介護者の支援に努めます。

5 障害者の人権問題

【現状】

○ 国際

国連では、1975（昭和 50）年、「障害者の権利宣言」を採択し、1981（昭和 56）年を「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年と設定。1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年までの 10 か年を「障害者のための国連 10 年」とし、各国に対し、障害者施策の推進を求めており、2006（平成 18）年には「障害者権利条約」が採択され、日本も 2007（平成 19）年に署名しました。

○ 国

我が国においては、1982（昭和 57）年に、「障害者のための国連 10 年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、1992（平成 4）年には、引き続き 1993（平成 5）年度からおおむね 10 年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。その後、1993（平成 5）年には、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。」とし、その基本的理念を示しています。

2004（平成 16）年に改正された「障害者基本法」においては、基本理念に障害を理由とする差別の禁止を明示し、2011（平成 23）年の改正においては、障害者施策の目的が、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとなりました。

2011（平成 23）年には、障害者の虐待を防止するために「障害者虐待防止法」が制定され、また、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年「障害者差別解消法」が制定されました。

これら国内法の整備により、2007（平成 19）年に署名した「障害者権利条約」を 2014（平成 26）年に批准し同条約の締結国となりました。

○ 福岡県

福岡県では、障害のある人もない人も互いに支えあい、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、2009（平成 21）年に「福岡県障害者福祉計画」を策定、2012（平成 24）年「福岡県障害者福祉計画（第 2 期）」（平成 24～26 年）を策定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んでいます。

○ 志免町

本町では、国県の定める基本的な指針等に沿った障害福祉サービス及び自立支援給付等の円滑な実施を確保・促進するため、2012（平成24）年に「志免町障害福祉計画」（平成24年～26年）を策定し、関係機関や関係団体と連携しながら、啓発活動に取り組んできました。

また、2013（平成25）年には、障害者を含む虐待について、住民、行政、関係機関がそれぞれの責務として虐待の防止や早期発見に努め、志免町から虐待等を根絶することを目的として、「志免町高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例」を制定しました。さらに同年「志免町虐待防止ネットワーク会議設置条例」を制定し、関係機関の情報共有や連携強化、町が実施する虐待防止等施策について諮問するためのネットワーク会議を設置しています。

【課題】

障害者は、物理的・社会的な障壁により不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。その一方で、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、障害特性により支援サービスが容易に利用できない、あるいは、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待等といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障害者の権利擁護の強化が必要となっています。

障害者に対する偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状に対する理解不足に起因することが多く、障害の有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するための前提として、社会を構成するすべての人々が、障害や障害者に対する理解を深めることが重要です。

【施策の基本方向】

障害のある人もない人も、かけがえのない一人の人間として人格と個性を尊重し支えあえる共生社会の実現に向け、障害者の理解のための啓発活動を推進し、また、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等に取り組み、その利用を図ります。

個別方針

- ・ 障害者理解のための啓発・教育の推進

障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を進めます。

- ・ 障害者の権利擁護の推進

判断能力が十分でない人の権利擁護のため、成年後見制度^(※)等の利用支援を推進します。また、雇用差別や財産侵害、虐待等の人権侵害に対しては、関係機関との連携のもと、適切な解決を図るとともに、障害者の人権について、正しい認識と理解を深めるための啓発を行います。

- ・ 相談体制の充実

障害者が地域で安心して生活ができるよう、障害者が利用しやすい相談支援体制の充実を図るとともに、障害者、その保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護等のために必要な支援を行います。

6 外国人の人権問題

【現状】

○ 国際

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。20世紀には、二度にわたる世界大戦の中から、1945（昭和20）年6月、各国は、人権の普遍的尊重を明らかにした「国連憲章」を誓約し、同年10月に国際連合が成立しました。国連は、1948（昭和23）年12月10日に「世界人権宣言」を採択、1966（昭和41）年には国際人権規約を採択しました。

「世界人権宣言」の前文では、「社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。」とうたわれています。

また国連では、季節労働者も含めた、そしてその職種を問わず全ての国外からの移住労働者（移民を含む）とその家族の尊厳と権利を保証するため「全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」を1990（平成2）年12月18日に国連総会で採択しました。この条約は、搾取や差別といった不当な扱いを受けたり、劣悪な待遇の下で働くことを余儀なくされている外国出身の移住労働者の権利の擁立と確保を目的としています。

○ 国

わが国では、1981（昭和56）年に「難民の地位に関する条約」を、1982（昭和57）年に「難民の地位に関する議定書」の締結を行うなど、人権に関する国際条約への加入を進め、2004（平成16）年には「すべての移住労働者およびその家族の権利保護に関する条約」を批准しています。また、人権尊重の観点から「日本学生支援機構法・公営住宅関係4法・児童手当3法・国民年金法・国民健康保険法」に定められていた国籍条項を撤廃しました。

○ 福岡県

福岡県では、1997（平成9）年に「福岡県国際化推進プラン」を、2002（平成14）年には同プランを見直して「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、日本人と外国人が共に暮らす、世界に開かれた地域づくりを目指してきました。

また、1999（平成11）年に「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」を示し、2007（平成19）年に国際交流局を創設して国際理解教育や国際理解のための啓発を推進しています。

○ 志免町

本町では、町内に住む外国人の数が年々増加傾向であり、地域や学校、職場など、私たちの日常生活の中でも外国人と接する機会が増えていくことが予想されます。

【課題】

人・物・情報が地球規模で行き交う今日、地域や職場、学校等の身近な場所で国籍や民族の異なる人々との出会いや交流が行われています。

しかしながら、日本語が話せない、十分に理解できないために、必要な情報が届かず、地域や職場、学校等のなかで孤立し、疎外されることもあります。

日本語が理解できる場合でも、「外国籍」ということで入居の拒否や就職や雇用、結婚問題等が生じていることも考えられます。

また、歴史的経緯から日本に居住することとなった外国人に対してもその経緯を十分踏まえ、相互理解をしていくことが必要です。

外国人の人権を尊重し、言語、宗教、習慣等の違いを超え、同じ地域に暮らす町民であることの視点に立ち、それぞれが持つ文化や多様性を受け入れ尊重することが、これからも望まれることです。

そのためにも、外国人に対する人権意識の向上と正しい知識と理解のための啓発を推進し、偏見や差別の解消を図り、ともに安心して生活できる社会を構築していく必要があります。

【施策の基本方向】

町民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、国際交流活動の中で、国際感覚・国際意識を養うことは、広い視野で生活全体を見直すことにもつながります。お互いが国籍や人種、民族、宗教の違いを認め合い、歴史的経緯を正しく理解し、それぞれの価値観を正當に評価し、相互理解に努めることにより、偏見や差別意識が解消され、豊かなパートナーシップが生まれます。

本町では、居住年数の長短にかかわらず同じ地域に暮らす町民として、町内の行事や交流事業等を通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し、相互理解の促進に努めます。

個別方針

・情報提供の充実

外国語によるパンフレット等の作成や、通訳等により相談が受けられる窓口の紹介など、情報提供に努めます。

- ・外国人との相互理解の促進

町内に居住する外国人のための日本語講座、外国人講師を招いてのジュニア異文化講座や料理教室等を開催し、町民の国際理解、国際感覚の涵養を図り、相互理解の促進に努めます。

- ・小中学校における外国籍児童・生徒への配慮

新たに日本で生活することになった外国籍の児童・生徒については、学校に早くなじめるよう、少人数クラスで対応するなどの配慮をします。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

HIV感染者等

HIV (Human Immunodeficiency Virus、ヒト免疫不全ウイルス) とは、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルス等の病原体から守る免疫細胞に感染し、細胞を破壊するウイルスのことです。

HIV に感染した結果、大切な免疫細胞が体の中から徐々に減っていき、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、さまざまな病気を発症します。この病気の状態をエイズ (AIDS : Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群) と言います。

【現状】

○ 国際

1988 (昭和 63) 年、WHO (世界保健機関) は、毎年 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、HIV 感染症／エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

○ 国

わが国においては、1999 (平成 11) 年に HIV 感染症／エイズをはじめとして、それまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法) が施行され、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることとなりました。

○ 福岡県

福岡県では、1994 (平成 6) 年「福岡県エイズ診療体制整備計画」を作成し、エイズ医療体制の方向付けを行い、1996 (平成 8) 年には、「福岡県エイズ患者・HIV 感染者診療体制整備要綱」を制定し、7 ヶ所のエイズ治療拠点病院を核として、医療体制の整備・充実を図ってきました。

また、2001 (平成 13) 年策定の「福岡県感染症予防計画」に基づき、パンフレットの作成・配布やテレビ等の広報媒体によって、県民を対象とした啓発活動を実施しています。

学校においては、児童・生徒に HIV 感染症／エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、予防する力を身に付けさせるとともに、いたずらな不安や偏見・差別を払拭させることを目的として、エイズ教育を実施しています。

○ 志免町

本町では、HIV 感染症／エイズに関するパンフレットを随時配布するなどの啓発活動に取り組んでおり、保健所等の関係機関や関係部署と連携を取りながら、HIV 感染者・エイズ患者が不安なく、社会復帰できるように、偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の普及・啓発や広報活動に取り組んでいます。

【課題】

これまで正しい知識や理解の不足や偏見から、HIV 感染者・エイズ患者は医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇など日常生活の中で多くの不利益を受けている現状があります。

HIV 感染者は、その感染経路が特定しているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要がない半面、HIV に感染しても症状が出ないため、感染していることに気付かずに過ごしている人が多くいると言われていています。また、最近ではエイズを発症してから初めて感染を知るといったケースが HIV 感染者全体の3割を占め、HIV 感染者・エイズ患者ともに増加傾向が続いています。

HIV 感染症／エイズに関する問題だけでなく、性一般に関する正しい知識や理解を含め、適切に行動できるような啓発等の予防対策や教育を推進していくとともに、HIV 感染者・エイズ患者への偏見や差別の解消に向けて啓発に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

どのような病気であっても患者または感染者ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の普及を推進し、感染防止と患者の人権に配慮した医療、生活が行われるよう教育・啓発に努めます。

個別方針

・正しい知識の普及・啓発の推進

感染症等に関する正しい知識の普及や情報提供に努めます。特に、若い世代に対しては、小・中学校等と連携し、HIV 感染症や性感染症についての教育・啓発を進めます。

・関係機関との連携

福岡県等関係行政機関、法務局、保健福祉事務所、関係団体等と連携し、患者等のプライバシーの保護を図るとともに、様々な感染症に対する相談について適切な対応・支援に努めます。

ハンセン病患者等

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、皮膚や末梢神経の病気であり、外見上に特徴的な変化が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺することがあります。発病した場合であっても現在では治療法が確立しています。

【現状】

○ 国際

1873（明治 6）年にノルウェーのアルマウエル・ハンセンによって原因となる菌が発見され、1941（昭和 16）年にアメリカでギイ・ファージェイ博士が結核治療薬のプロミンを使用し、ハンセン病治療薬として効果を上げ、ハンセン病制圧に希望が出ましたが、その後に薬剤耐性が発見されました。1982（昭和 57）年に WHO（世界保健機関）が発表した MDT（多剤併用療法）により、現在では完全に治癒する病気となりました。医学的なハンセン病の取組は飛躍的な成果を上げることができましたが、世界各国にはハンセン病に対する偏見が根強く残っています。

○ 国

わが国では、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。

この隔離政策は、1955（昭和 30）年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、引き続き維持され、1996（平成 8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく終結することになりました。

このような状況の下、2001（平成 13）年にハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決が下され、同年 6 月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

このことが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者・元患者に対する補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られることとなりました。

○ 福岡県

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会^{とうふうけい}とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。また、ハンセン病を正しく理解いただくためにリーフレット、冊子の配布及び出張講義等の啓発事業を行っています。

○ 志免町

本町では、ハンセン病に関するリーフレット、冊子を随時配布するなどの啓発活動に取り組んでおり、福岡県や福岡県藤楓協会と連携を取りながら、患者

や元患者が社会復帰できるように、偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の普及・啓発や広報活動に取り組んでいます。

【課題】

療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離等により、家族や親族等との関係を絶たれ、また、社会における偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

また、ハンセン病療養所の入所者は、いまだに多くの人が生活や医療への不安や偏見・差別へのおそれ等から、療養所での生活を続けています。

このような歴史的な経緯があるため、国をあげて社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、本町としても偏見や差別の解消に向けて、普及啓発や広報活動に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

どのような病気であっても患者または元患者ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の普及を推進し、患者と元患者の人権に配慮した医療、生活が行われるよう教育・啓発に努めます。

個別方針

・正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病については、患者と元患者に対する偏見や差別が一日も早く解消されるよう、関係機関と連携しながら、様々な機会をとらえ、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

・関係機関との連携

患者等のプライバシーの保護を図るとともに、家族、社会との関わりを持てるように対応・支援するために福岡県等関係行政機関、法務局、福岡県藤楓協会と連携します。

8 インターネット等による人権問題

【現状】

○ 国際

インターネットは、国境を越えた自由なコミュニケーションが可能であることから、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、個人情報の不正な取り扱いや、その匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する行為が急増し、国際的にも重大な社会問題となっています。

○ 国

我が国のインターネット利用者は加速度的に伸びています。インターネットには、掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト^(※)）等、コミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、SNS や プロフ^(※) に掲載した写真等の個人情報の流出、匿名性を悪用した誹謗中傷の書き込みや、遠隔操作による『なりすまし』等の事件が急増しています。

携帯電話においても、子どもへの急激な普及により、メールや学校裏サイト等の掲示板を利用した『いじめ』等、子ども自身が被害者と加害者になるリスクが高まっています。

また、手軽にインターネットへ接続できるため、危険な情報や見知らぬ人物と安易に接触し、知らない間に犯罪に巻き込まれるなど、子どもがトラブルに巻き込まれる事案が発生しています。

このような状況を踏まえ、2008（平成 20）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を制定し、同年「児童福祉法」が改正されました。

○ 福岡県

福岡県においては、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくし、青少年を危険から守るため、2012（平成 24）年「福岡県青少年健全育成条例」を改正し、フィルタリングサービス^(※)の定着を促進しています。

○ 志免町

本町では、2004（平成 16）年「志免町個人情報保護条例」を制定し、個人情報の取り扱い、保護に配慮しつつ、厳格な管理に努めています。

また、青少年の健全育成を目的として開催する講演会では、インターネット等のメディアに関する内容を取り入れています。

【課題】

インターネットの匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、様々な有害情報をインターネット上の電子掲示板に掲示するなどプライバシーに関わる人権問題が発生しています。

また、メールや出会い系サイト等を通じた様々なトラブルがあり、一旦、インターネット上に流出した情報は回収が困難であることから、短時間で深刻な人権侵害に発展します。

このため、インターネットや携帯電話の利用者が、安全に利用できるためのルールやモラルを守ることを心がけるよう周知を行い、人権侵害が発生しないよう防止することが必要です。

【施策の基本方向】

インターネット等による人権問題に関しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めるとともに、人権侵害となる行為を防止するための啓発を行います。

個別方針

- ・インターネット利用のモラル向上に向けた教育や啓発の推進

インターネット利用にあたっては、人権を侵害するような内容や誹謗中傷等の掲示を行わないようプライバシーや人権に関する理解や認識を深めるため、小・中学校における教育や啓発を推進します。

- ・犯罪被害の防止

インターネット上にある出会い系サイト^(※)やコミュニティサイトの危険性について周知啓発を行い、青少年に有害な情報の閲覧を制限するなどの対策の周知を図っていきます。

9 その他の人権問題

① 犯罪被害者やその家族

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等の被害者やその家族は、生命を奪われる、傷害を負わされる、財産を奪われるというような直接的な被害だけでなく、それに付随して精神的及び経済的被害など様々な問題に苦しんでいる状況があります。

このような中、2000（平成12）年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」や2001（平成13）年に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」など犯罪被害者等の支援・救済を図るための法的整備も進められてきました。また、犯罪被害者の権利・利益の保護を図るため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

さらに、警察や弁護士会など、様々な機関で、犯罪被害者やその家族の精神的な支援を行うため、電話相談を行っています。

今後とも、関係法を有効に活用しながら、犯罪被害者やその家族の立場やニーズを踏まえ、その心情に配慮した啓発活動の推進に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人が更生意欲を持っているにも関わらず、就職や住居の確保にあたって差別を受ける場合があります。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、特に本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域等、周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、保護司^(※)等と連携・協力しながら、「社会を明るくする運動^(※)」等において啓発活動の推進に努め、共に暮らしていけるよう偏見や差別をなくしていくことが必要です。

③ 東日本大震災に起因する人権問題

2011（平成23）年3月11日に、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

避難生活の中では、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など、特別な支援や配慮を必要とする人たちの困難は、より大きいものになります。

また、原発事故の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人たちに対する根拠のない風評に基づいた偏見や差別など、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

災害時には、不確かな情報にとらわれない冷静さと、正しい知識を身に付け

る努力が求められるとともに、「相手の立場に立って考える」姿勢を忘れないことが大切です。

今後とも、国の取組を踏まえ、風評被害を防止するための啓発等に努めます。

④ 性的マイノリティ

自分自身が認識している性別と同じ性別の人を恋愛対象とする同性愛者や、身体的性別と自分自身が認識している性別が一致せず、違和感を感じる性同一性障害^(※)等の性的マイノリティ^(※)（マイノリティ＝少数派）については、社会的に異質なものとして誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受ける、性の区分を前提とした社会生活上の制約があるなど様々な問題が生じており、この解消に向けた取組が社会的に必要となっています。

特に性同一性障害に関しては、外見と住民票や保険証等の性別が異なることから雇用におけるバリアや差別、賃貸住宅の契約、通院・治療、海外渡航等において生活上の不利益を受けてきた現状があります。

私たちは、人権尊重の視点に立って、性のあり方には様々な形があるということを理解し、性的マイノリティの問題について正しい理解や認識を深めることが必要です。

⑤ その他

これまで述べてきた人権問題の他に、アイヌの人々に対する偏見や差別をはじめ、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスに対するいやがらせや暴行、人身取引といった人権を侵害する様々な人権問題が存在します。

また、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題もあります。

このため、それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を柔軟に行うことが必要です。

第5章 推進体制等

1. 町の推進体制

本基本指針に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、各人権課題や問題を管轄する課等に止まることなく、庁内の各部署が連携、協力を図りながら人権施策に取り組んでいきます。

2. 関係行政機関や行政関係団体等との連携

国や県等の関係行政機関と連携を図りながら、効果的な人権教育・啓発推進に努めます。

また、町内の関係団体とは、連携をとりながら人権啓発活動や相談事業等に取り組んでいきます。

3. 基本指針の見直し

本基本指針については、国や県の動向、社会情勢の変化及び本町の実情を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。

用語解説

ア 行

○ 異性装

異性装（いせいそう）とは、文化的に性役割に属するとされる服装をしないことを言い、男性が女性に属する服装をすることを女装（じょそう）、女性が男性に属する服装をすることを男装（だんそう）という。

○ えせ同和行為

同和問題の関係者でないにも関わらず、「同和問題はこわい問題である。」との誤った意識を悪用して、なんらかの利権を得るため、同和問題を口実として、企業・行政機関等に対する「ゆすり」、「たかり」等を行うこと。

カ 行

○ 高齢社会

WHO（世界保健機関）や国連の定義によると、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」とされている。

サ 行

○ ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別があるが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー／gender）という。このジェンダーという言葉には、女性や男性の社会的役割や性格等の特性が社会的に形成されたものであり、変革が可能であるという含意がある。

○ 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や少年の更生を支えるため、地域住民の理解と参加を得て、法務省が中心となり実施している。毎年7月を「社会を明るくする運動強調月間」として啓発・周知を図っている。

○ 人権週間

国連が世界人権宣言を採択した記念として、我が国では 1949（昭和 24）年から毎年 12 月 10 日を最終日とする 1 週間（12 月 4 日～同月 10 日）を「人権週間」と定めた。

○ 人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間の人達で、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図り、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもの。法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査・救済活動を通じて処理、人権相談、人権啓発活動を行っている。

○ ストーカー行為

同一の者に対し、恋愛感情等の好意の感情や、それが満たされなかったことに対する怨み等の感情を満たすために、その相手や相手の家族等に対してつきまとったり、待ちぶせや監視をしたりするなどの行為（つきまとい等）を繰り返し行うこと。

○ 性的指向

性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向うのかを示す概念をいう。具体的には、性愛の対象者が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホムセクシュアル）、男女両方に向う両性愛（バイセクシュアル）等を指す。

○ 性的マイノリティ

性同一性障害者や異性装者^(※)など性自認に関して少数者である人（トランスジェンダー）、同性愛者（レズビアン、ゲイ）や両性愛者（バイセクシュアル）など性的指向^(※)に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）等を指す。

○ 性同一性障害

性同一性障害とは、性染色体によって規定される生物学的・身体的性と、自分の性自認とが食い違っている状態をいう。つまり、自分は女である、又は男であるという意識と、身体とが一致しない状態である。2004（平成 16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」と戸籍法施行規則の一部を改正する省令が施行された。

○ 成年後見制度

精神上の障害によって判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

○ セクシュアル・ハラスメント

主に、学校や職場等での周りの人を相手の意思に反して不快にさせるような性的な言動を言う。性的な噂の流布、職場でのわいせつな写真の掲示、性的な関係の強要や、お酒の席でお酌を強要されることなどが含まれる。時間・場所を問わず、男性から女性に対してのみでなく、女性から男性あるいは同性同士に対しても、相手の意に反して不快に感じれば、セクシュアル・ハラスメントとなる。

○ ソーシャル・ネットワーキング・サイト

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのことで SNS と略される。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制サービスのこと。

タ 行

○ 地域包括支援センター

2006（平成 18）年 4 月、介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、保健、福祉、医療の分野で総合的に支援していく機関として設置された。

○ 出会い系サイト

見知らぬ人と出会うことを目的とした Web サイトのこと。2003（平成 15）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が施行された。その後も、「出会い系サイト」の利用に起因する犯罪が多発していることから、2008（平成 20）年に同法の一部が改正された。

○ デートDV

交際相手から受ける暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間の DV と同じ構図を持っており、暴力を振るう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押しついたりする「力と支配の関係」が根底にある。

○ 同和問題啓発強調月間

同和問題の早期解決を目指して、福岡県及び各市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において 1981（昭和 56）年に

設定した7月の1ヶ月間。

○ ドメスティック・バイオレンス (DV)

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。(Domestic Violence、DV と略される) 近年では DV の概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

身体的な暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力など色々な形で身近に存在する。

ハ 行

○ フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス)

出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能。フィルタリングは、違法・有害なサイトを見ることができないようにするばかりでなく、悪質・違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラブル (不当な高額請求、迷惑メールの受信など) からの回避効果もある。

○ プロフ

プロフィールの略。主に携帯電話で利用されており、自分の名前やニックネーム、趣味等を入力することで簡単に自己紹介ページを作成することができる。

○ 保護司

法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人や少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察を受けている人と直接会って指導や助言をしたり、住む場所が更生に適したものとなるよう準備するなど、様々な支援を行っている。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、この

ような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴迫の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治

に参加する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行わなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団

の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日 本 国 憲 法 (抄)

〔 昭和 21 年 11 月 3 日 公 布 〕
〔 昭和 22 年 5 月 3 日 施 行 〕

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身

- 分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
 - 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
 - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
 - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。
- 第18条** 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条** 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひと

しく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁され

た後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

〔平成 12 年 11 月 29 日制定〕
〔平成 12 年 12 月 6 日施行〕

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

志免町人権教育・啓発基本指針策定協議会委員名簿（順不同敬称略）

	氏 名
会 長	山崎 知恵
副 会 長	安川 大策
委 員	近藤 洋子
〃	小牧 肇
〃	渡邊 明
〃	清原 淳
〃	光安 修一
〃	岸川 明生
〃	柳谷 學
〃	藤田 尚充
〃	池田 嘉子
〃	松田 一典
〃	久末 善一
〃	吉田 キヌエ
〃	柴田 京子
〃	中島 法香

コーディネーター	石瀧 豊美
----------	-------

	長澤 利信	教育長
事 務 局	吉村 嘉彦	社会教育課長
	太田 成洋	社会教育課長補佐
	石丸 尚之	社会教育課係長

	藤 三沙希	社会教育課主事
--	-------	---------

志免町人権教育・啓発基本指針

平成27年2月

発行 福岡県志免町役場 社会教育課

〒811 - 2244 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目2番1号
町民センター1階

T E L 092-935-1419 (直通) / 092-935-7100 (施設)

F A X 092-935-7141

E-mail syakyo@town.shime.lg.jp